

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

近畿（大阪）厚生年金 事案 14182

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 18 日は 10 万円、同年 12 月 18 日は 11 万 3,000 円、16 年 7 月 21 日は 11 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 10 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日は 12 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 13 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表及び元同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の元同僚から提出された賞与支払明細書に記載されている支払日から、それぞれの賞与支給日を、申立期間①は平成 15 年 7 月 18 日、申立期間②は同年 12 月 18 日、申立期間③は 16 年 7 月 21 日、申立期間④は同年 12 月 20 日、申立期間⑤は 17 年 7 月 20 日、申立期

間⑥は同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から、平成15年7月18日は10万円、同年12月18日は11万3,000円、16年7月21日は11万7,000円、同年12月20日は10万9,000円、17年7月20日は12万2,000円、同年12月20日は13万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①から⑥までにおいて、A社に係る被保険者全員について賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について届出をしておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和39年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から40年1月30日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。異動はあったが申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は「人事記録等から判断して、申立期間はB工場における在籍が認められる。」旨回答していることから、昭和39年9月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、C社が保管する厚生年金保険被保険者資格

取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日が、社会保険事務所の記録どおりの昭和 40 年 1 月 30 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 39 年 9 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで
年金事務所から送付された「ねんきん定期便」により、C社（現在は、D社）及び関連会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び申立人と一緒にC社からA社に異動したとする元同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が保管する前述の元同僚に係る人事記録から、昭和39年12月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和39年12月*日に設立されたことが確認できる上、申立人及び複数の元同僚が、同社設立当時の従業員数について40人ぐらいであったとしていることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、上記のとおり、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業部における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、A社で昭和29年2月25日から平成9年2月20日まで継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の給与からも厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員プロフィール及び雇用保険の加入記録並びに同社及びD健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚が、「申立人は、申立期間にA社C事業部に勤務していた。」旨陳述していることから、昭和30年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業部における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から7,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社C事業部は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社C事業部は、前述のとおり複数の元同僚の陳述により、申立期間当時5人以上の従業員を雇用していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、前述のとおり、A社C事業部は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出をしていなかったことが認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月30日から同年7月1日まで

私は、C社に昭和29年4月に入社した後、直ちにA社に配属され、D社への出向があったが、定年退職まで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員プロフィール、退職者一覧台帳及び社員名簿並びに同社及びE健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社からD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和30年7月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っておらず不明と回答しているが、事業主が申

立人の資格喪失日を昭和 30 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和44年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から同年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社D営業所に入社後、同社C出張所に転勤したが、転勤の前後で業務内容に変更はなく、退職するまで継続して正社員として勤務していた。申立期間も変わらず給料が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年9月21日にA社D営業所から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和44年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事異動通知書、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年7月1日に、A社C支所から同社D支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和48年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月22日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社に勤務していた同職種の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚は、「私と申立人は昭和36年7月1日付けで、A社C工場から同社D工場に異動した。」と陳述している上、異動先のA社D工場は、昭和36年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

A社に正社員として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間当時、同社からその関連会社であるB社に出向したが、退職することはなかったし、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿、雇用保険の被保険者記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「B社の従業員については、同社が平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、当社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったと思う。」と回答していることから、平成2年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における賃金台帳兼源泉徴収簿で確認できる平成2年6月の厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年7月20日は50万円、同年12月20日及び17年7月20日は48万8,000円、同年12月20日は47万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

申立期間にA社から支給された賞与については、厚生年金保険法75条の規定により、年金額の計算の基礎とされない記録とされている。申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額について

は、A社から提出された賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月20日は50万円、同年12月20日及び17年7月20日は48万8,000円、同年12月20日は47万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 19 日から 57 年 8 月 18 日まで
② 昭和 57 年 8 月 23 日から 58 年 6 月 3 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B事業所C組織（現在は、A社D事業所E組織）に勤務した申立期間①及び同社F事業所G組織（現在は、A社D事業所H組織）I係に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①及び②は、いずれも臨時社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間①のうち、昭和 56 年 5 月 19 日から 57 年 3 月 18 日までA社B事業所C組織に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社B事業所C組織が同社F事業所J組織名で厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 8 年 5 月 1 日であり、これより前の期間において、同組織が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、A社の各事業所の人事を統括している同社K事業所L組織は、「臨時社員については、平成 8 年頃に社会保険事務所(当時)から指摘を受けたので、厚生年金保険に加入させる取扱いに変更した。」旨回答している上、同社D事業所の庶務を担当している同事業所M組織は、「当時の関係書類が現存しないため、申立人の厚生年金保険への加入状況は不明であるが、臨時社員等の厚生年金保険への加入の取扱いは、A社全事業所が共通の取扱いであったと思う。

また、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、A社B事業所C組織が同社F事業所J組織名で適用事業所となった平成8年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同組織の元臨時社員は、「私は、平成7年8月から8年8月までJ組織に臨時社員として勤務した。厚生年金保険には同年5月から加入することになったと思う。また、保管している厚生年金保険に加入する前の給与明細書に厚生年金保険料控除欄は無い。」と陳述している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間②にA社F事業所G組織に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社F事業所G組織が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成6年5月1日であり、これより前の期間において、同組織が同社F事業所G組織又は同社F事業所G組織J系の名称により厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、A社K事業所L組織は、前述のとおり、臨時社員等については、平成8年頃に社会保険事務所から指摘を受けたので、臨時社員についても厚生年金保険に加入させる取扱いに変更した旨回答している上、前述の同社D事業所M組織も、前述と同様に、「申立人の厚生年金保険への加入状況は不明であるが、臨時社員等の厚生年金保険への加入の取扱いは、A社全事業所が共通の取扱いであったと思う。また、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場及びC社D工場(現在は、E社)に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いと言われて諦めていたが、先日、F県の年金事務所から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行うことにした。

申立期間は、A社B工場がC社D工場に名称変更した時期に当たるが、当該名称変更の前後で勤務場所及び業務内容等に変化はなく、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場及びC社D工場の複数の元同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断して、申立人が、申立期間にA社B工場及びC社D工場に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、A社B工場が昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、C社D工場が適用事業所となったのは同年 5 月 1 日であることから、申立期間当時、これらの事業所はいずれも適用事業所ではない。

また、A社B工場及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間と同じ期間が空白期間となっている元同僚の一人から提出された給与明細書のうち、申立期間の翌月に当たる昭和 50 年 5 月分給与明細書において、厚生年金保険料が返金されている旨の記載が確認できるところ、申立期間当時の当該 2 事業所における元経理担当者は、「昭和 50 年 5 月分の給与明細書において、同年 4 月分と考えられる厚生年金保険料が返金されている

と推測する。」とした上で、「C社D工場の新規適用手続が遅れたため、A社B工場及びC社D工場の親会社であるG社総務人事課から昭和50年4月分保険料を同年5月の給与において返却するよう指示があったのではないかと推測される。」旨回答している。

さらに、上記元同僚から提出された昭和51年度分市民税・県民税特別徴収税額の通知書の「社会保険・小規模」欄に記載されている所得控除額は、オンライン記録に基づく昭和50年の健康保険料及び厚生年金保険料と給与明細書及び当該税額通知書の給与支給総額から算出した雇用保険料を合計した金額とほぼ符合する。

加えて、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C社D工場の後継会社であるE社は「申立期間当時のC社D工場の関連資料等は保管していない。」旨回答しており、G社も「子会社の資料については保管していないので確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場及びC社D工場(現在は、E社)に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いと言われて諦めていたが、先日、F県の年金事務所から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行うことにした。

申立期間は、A社B工場がC社D工場に名称変更した時期に当たるが、当該名称変更の前後で勤務場所及び業務内容等に変化はなく、同一企業内で継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場及びC社D工場の複数の元同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断して、申立人が、申立期間にA社B工場及びC社D工場に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、A社B工場が昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、C社D工場が適用事業所となったのは同年 5 月 1 日であることから、申立期間当時、これらの事業所はいずれも適用事業所ではない。

また、A社B工場及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間と同じ期間が空白期間となっている元同僚の一人から提出された給与明細書のうち、申立期間の翌月に当たる昭和 50 年 5 月分給与明細書において、厚生年金保険料が返金されている旨の記載が確認できるところ、申立期間当時の当該 2 事業所における元経理担当者は、「昭和 50 年 5 月分の給

与明細書において、同年4月分と考えられる厚生年金保険料が返金されていると推測する。」とした上で、「C社D工場の新規適用手続が遅れたため、A社B工場及びC社D工場の親会社であるG社総務人事課から昭和50年4月分保険料を同年5月の給与において返却するよう指示があったのではないかと推測される。」旨回答している。

さらに、上記元同僚から提出された昭和51年度分市民税・県民税特別徴収税額の通知書の「社会保険・小規模」欄に記載されている所得控除額は、オンライン記録に基づく昭和50年の健康保険料及び厚生年金保険料と給与明細書及び当該税額通知書の給与支給総額から算出した雇用保険料を合計した金額とほぼ符合する。

加えて、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C社D工場の後継会社であるE社は「申立期間当時のC社D工場の関連資料等は保管していない。」旨回答しており、G社も「子会社の資料については保管していないので確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場及びC社D工場(現在は、E社)に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いと言われて疑問を持っていたところ、先日、F県の年金事務所から「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行うことにした。

申立期間は、A社B工場がC社D工場に名称変更した時期に当たるが、社名のみの変更で、勤務場所及び業務内容等に変化はなかった。申立期間の給与明細書は無いが、昭和 50 年 3 月分及び同年 5 月分のものには有ることから、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場及びC社D工場の複数の元同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断して、申立人が、申立期間にA社B工場及びC社D工場に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、A社B工場が昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、C社D工場が適用事業所となったのは同年 5 月 1 日であることから、申立期間当時、これらの事業所はいずれも適用事業所ではない。

また、申立人から提出された給与明細書のうち、申立期間の翌月に当たる昭和 50 年 5 月分給与明細書において、厚生年金保険料が返金されている旨の記載が確認できるところ、申立期間当時のA社B工場及びC社D工場における元経理担当者は、「昭和 50 年 5 月分の給与明細書において、同年 4 月分と考えら

れる厚生年金保険料が返金されていると推測する。」とした上で、「C社D工場の新規適用手続が遅れたため、A社B工場及びC社D工場の親会社であるG社総務人事課から昭和50年4月分保険料を同年5月の給与において返却するよう指示があったのではないかと推測される。」旨回答している。

さらに、申立人から提出された昭和51年度分市民税・県民税特別徴収税額の通知書の「社会保険・小規模」欄に記載されている所得控除額は、オンライン記録に基づく昭和50年の健康保険料及び厚生年金保険料と給与明細書及び当該税額通知書の給与支給総額から算出した雇用保険料を合計した金額とほぼ符合する。

加えて、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C社D工場の後継会社であるE社は「申立期間当時のC社D工場の関連資料等は保管していない。」旨回答しており、G社も「子会社の資料については保管していないので確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月26日から22年6月1日まで
② 昭和24年10月1日から25年5月1日まで
③ 昭和25年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①と、B社に勤務した申立期間②と、C社又はD社に勤務した申立期間③の加入記録が無いことが分かった。

いずれの申立期間においてもE業務等に従事していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚と同姓の者が複数確認できるものの、これ以外に勤務したことを裏付ける資料は見当たらない上、年金事務所の記録によると、同事業所は昭和23年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間①に被保険者記録の有る14人のうち、所在の判明した一人に照会したが回答が無いため、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①の健康保険整理番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚と同姓の者が複数確認できるものの、これ以外に勤務したことを裏付ける資料は見当たらない上、年金事務所の記録によると、同事業所は昭和25年1月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同日より後の期間は適用事業所でないことが確認できるところ、申立期間②当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録の有る7人は、全員が所在不明又は死亡しているため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人がB社において同じ業務に従事したとする二人については、前述の被保険者名簿に名前が見当たらない。

加えて、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間②の健康保険整理番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚と同姓の者が複数確認できる上、当該事業所において申立期間③に被保険者記録の有る者のうちの一人は、「申立人を覚えている。申立人の入社時期及び退職時期は覚えていないが、申立人はD社に勤務していた。」と陳述していることから判断して、時期の特定はできないが、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、年金事務所の記録によると、D社は昭和30年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人を覚えているとする前述の回答のあった同僚は、「当時は、給料の手取りが多い方がよいと言って、厚生年金保険に加入しない者が多くいた。事業所も強制的に厚生年金保険に加入させることはしていなかった。私も入社後、相当期間、厚生年金保険に入っていない期間が有る。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶する同僚のうちの一人についても、D社に係る前述の被保険者名簿に名前が見当たらない。

一方、C社については、年金事務所の記録によると、当該事業所は平成

20年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿の記録でも同年2月*日に破産している上、申立期間③当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に被保険者記録の有る6人は、全員が所在不明又は死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、C社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間③の健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の記憶する複数の同僚の名前も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14197（福井厚生年金事案 489 及び 577 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から29年12月31日まで
② 昭和31年2月12日から33年8月19日まで

妻は、脱退手当金を受給したとされる頃には、友人宅に寄留しており、厚生年金保険に関する書類等が手元に無かったので、請求手続はできなかったはずである。

年金記録確認福井地方第三者委員会(当時)への前回の申立てでは、当時、妻が友人宅に寄留していたことについて不明な点が多く、当該友人の陳述も得られなかったが、この度、当該友人を探し出すことができ、当時、申立人が寄留していた旨を陳述してくれることとなったので、再調査をお願いしたい。

なお、資料及び周辺事情が極めて少ないのは、妻の死亡によるものであることを申し添える。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答(昭和34年8月22日)したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立期間の脱退手当金は、昭和34年10月13日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったほか、申立期間以降、長期間

にわたり厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないこと等を理由として、既に年金記録確認福井地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人の夫は、生前の申立人から、昭和 33 年 9 月頃から 34 年 10 月過ぎまで友人宅に居住しており、厚生年金保険被保険者証などは所持していなかったと聞いていることから、同年 10 月 13 日に脱退手当金が支給決定されていることは不自然であり、申立人が自ら脱退手当金を請求及び受給したとは考えられないとして再申立てを行ったが、i) 申立人の婚姻前の戸籍に係る改製原附票は保存年限経過により廃棄されており、脱退手当金の支給決定当時の住所地が確認できない上、申立人が居住していたとする友人宅の関係者に照会しても、申立人が当時、当該住所地に居住していたことをうかがわせる陳述が得られなかったこと、ii) 脱退手当金の裁定請求は、居住地近くの社会保険事務所（申立期間当時は、都道府県保険課）の窓口又は郵送での手続きが可能である上、委任を受けた者による代理請求も可能であることから、申立人が自宅とは別の住所に居住していたことをもって脱退手当金の請求ができなかったとは言えず、申立人に係る支給決定日が不自然であるとは認め難いこと、iii) 脱退手当金は、裁定請求書に記載された居住地近くの指定金融機関において受け取ることが可能であり、当該金融機関窓口へ支払通知書を持参して受け取りにきた者が、本人又はその委任を受けた者であることを身分証明書及び委任状で確認の上、受領印を徴することとされていることから、権限の無い第三者に支払われることは考え難いこと、iv) 申立人の脱退手当金については、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 33 年 8 月 19 日）から約 1 年 1 か月後の同年 10 月 13 日に支給決定されており、退職から支給決定までに長期間が経過していること、及び当該事業所の当時の社会保険等事務担当者は、退職者から裁定請求書を預かった場合にのみ、社会保険事務所に持参していたと陳述していることなどを踏まえると、事業主による代理請求が行われたとは考えられず、他方、申立人は、当該支給決定日の約 2 か月後に婚姻していることが確認できることから、本人による請求及び受給が行われたものとみても不自然ではないこと、v) 申立期間である 2 回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であること等を理由として、既に年金記録確認福井地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 1 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の夫は、申立人が昭和 33 年ないし 34 年当時に寄留していた先の友人を探し出すことができ、申立人が寄留していた旨を陳述してくれる

として再度の申立てを行っている。

しかしながら、当該友人に申立人の当時の生活状況等について聴取したものの、申立人が当該友人宅に寄留していた時期は明らかでない上、当該友人は、申立人の脱退手当金については全く分からない旨の陳述をしていることから、同人から申立人の当時の生活状況及び脱退手当金の受給の有無について、具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほかに、年金記録確認福井地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B事業所に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無いことが分かった。

しかし、私は、申立期間①及び②前後について、A社C事業所に勤務していたが、同事業所を一旦退職し、再び勤務するまでの当該期間については、同社B事業所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間①及び②において、A社B事業所に勤務していた。どの課に勤務していたか記憶していないが、所在地は、D市であった。」と陳述している。

しかしながら、A社B事業所の人事等を担当している総務課は、「当時の資料は、保存期限が経過しているため残っておらず、申立人の申立期間①及び②における勤務の有無等が確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間①及び②において、D市に所在した厚生年金保険の適用事業所のうち、その名称に「A社B事業所」を含むものが9事業所確認できるところ、当該9事業所において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人に照会したものの、回答のあった8人とも、申立人を記憶していない上、申立人は、当該期間における同僚を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①直前に勤務していたA社C事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を見ると、申立人は、申立期間①において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、前述の9事業所に係る被保険者原票を見ると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

その上、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 5 日から 30 年 9 月 3 日まで
② 昭和 30 年 9 月 3 日から 31 年 4 月 26 日まで
③ 昭和 31 年 4 月 26 日から 35 年 5 月 21 日まで

年金事務所の記録によると、A社で勤務した申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受給したとされている昭和 35 年頃は、実家に帰省していたので、脱退手当金の請求手続きができるはずがなく、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 9 月 10 日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後各 50 人の被保険者のうち、昭和 34 年 5 月から 36 年 5 月までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性（A社に係る被保険者の資格喪失日から 6 か月以内に再取得した者を除く。）33 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 30 人に脱退手当金の支給記録が有り、全員が資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定されている上、同社は、「申立期間当時、退職する従業員に脱退手当金の説明を行っていた。また、従業員に代わって脱退手当金の請求手続きも行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 4 日から 40 年 8 月 4 日まで

私は、昭和 40 年 12 月頃、A 県にある実家の母親から、「B 社会保険事務所（当時）から、脱退手当金の請求手続に関する書類が厚生年金保険被保険者証と共に届いているが、脱退手当金は受け取らず、あなたが 60 歳になったら年金として受け取るようにしなさい。」と電話があったことを覚えている。

また、私は、C 社（当時）及び D 社（現在は、E 社）F 工場に係る脱退手当金の請求手続を行っておらず、受給した記憶も無いので、調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 10 月 28 日に支給決定されている上、D 社 F 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14201（奈良厚生年金事案 234、1286、1403、1448 及び 1539 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録の訂正をこれまでに5回、年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、いずれも申立ては認められなかった。

しかし、結果に納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社C工場は申立期間当時の資料を保管していないことなどから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できないとして、既に年金記録確認奈良地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 8 日付け、23 年 8 月 3 日付け、24 年 2 月 1 日付け、同年 7 月 19 日付け及び 25 年 1 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、過去 5 回の年金記録確認奈良地方第三者委員会の結果に納得できないとして、再度、申し立てている。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、これまでの申立てに係る申立人の主張及び関係資料を改めて検討したが、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

このほかに、年金記録確認奈良地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。